

中野区おむつサービスをご利用のみなさまへ

1. 対象となる方

中野区内にお住まいで、以下の要件を備えた方がおむつの現物給付、費用助成を受けられます。

- ①おむつ現物給付…65歳以上で介護保険法に規定する介護認定が要介護1以上で、常時失禁状態の方。及び3歳以上で身体障害者手帳1～2級または愛の手帳1～2度の障害を有し、かつ常時おむつを使用している方。
- ②おむつ費用助成…65歳以上の方及び3歳以上で身体障害者手帳1～2級または愛の手帳1～2度の障害を有した方で医療機関に入院中で、おむつを使用している方。
※要介護認定は不要です。

※ただし、介護保険施設(介護老人保健施設・介護医療院・特別養護老人ホーム)及び障害者支援施設等の入所者は対象になりません。

※①・②とも生計中心者の前年(1～6月は前々年)の合計所得金額が350万円未満の方が対象となります。**ただし、障害要件でご利用される方につきましては、所得制限が撤廃となります。**

※常時失禁状態の方が対象になります。常時失禁状態がなくなった時は、廃止の連絡をしてください。(在宅サービス係まで)

2. サービス内容

①おむつ現物給付

月1回、ご自宅に紙おむつを配送します。

②おむつ費用助成

医療機関に入院している方には、月を単位として、おむつ費用を助成(月額6千円を限度として実費相当額)します。(生活保護法による保護を受けている方は除きます)

3. 新規申請、入退院によるサービス切り替えと、配送先変更の締切り

このサービスを初めて利用するには、担当区域の**地域包括支援センター**で新規申請が必要です。

また、既に利用している方が、入退院により現物給付と費用助成を切り替えたいときも、担当区域の地域包括支援センターでサービスの切り替えの申請が必要です。**(障害者の方は、令和6年5月2日までは区役所1階23番、令和6年5月7日からは「3階5番窓口」で申請してください。)**

※ただし、同じ月に現物給付と費用助成のサービスを同時に受けることはできません。

(申請の締切り)

申請の内容	申請の締切り	対象となるのは
・おむつ現物給付の新規申請 ・費用助成→現物給付 (退院や転院等により、費用助成をやめて、現物給付に切り替えるとき)	25日まで (締切日が土日祝日の場合はその直前の平日。4月・12月はさらに早まりますので、詳しくはお問合せください)	翌月から ※締切りに間に合わなかったときは、翌々月から対象
・おむつ費用助成の新規申請 ・現物給付→費用助成 (入院や転院等により、現物給付をやめて、費用助成に切り替えるとき)	月末まで(12月は28日まで) (締切日が土日祝日の場合はその直前の平日。) ※現物給付から費用助成に切り替える場合で、当月の給付を受けていないときは、当月から助成可	

4. 紙おむつの変更(種類・袋数)・一時中止・再開の連絡について

既に利用している方が、紙おむつの種類・袋数を変更する場合や一時中止・再開の連絡は、直接**成玉舎(0120-73-5858)**までご連絡ください。

※種類の変更、袋数の増減はおむつの現物給付の新規申請と同じ締切りです。無駄のないようにご注文ください。

※必要数が少量の場合は2ヶ月ごとの配送等で調節してください。

※一度配送した紙おむつのお取りかえ、返品には応じられませんのでご注意ください。

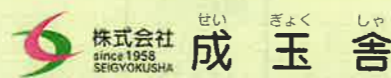
2024年

中野区 おむつサービスのご案内



中野区 地域支えあい推進部 地域包括ケア推進課 在宅サービス係

令和6年5月2日まで 〒164-8501 中野区中野4-8-1
令和6年5月7日から 〒164-8501 中野区中野4-11-19
電話：03(3228)5632(直通)
令和6年5月2日まで FAX：03(3228)5492
令和6年5月7日から FAX：03(3228)5620
E-mail：houkatukea@city.tokyo-nakano.lg.jp



株式会社 成玉舎
since 1958 SEIGYOKUSHA
本社 〒252-0212 相模原市中央区宮下2-15-5
電話：042(773)5858(代)
FAX：042(779)0505(代)
受注電話 **0120(73)5858**(フリーダイヤル)
受注FAX **0120(89)0223**(フリーダイヤル)
営業時間 9:00～17:00(日曜日及び12月30日から1月3日は休業)

中野区 地域支えあい推進部 地域包括ケア推進課 在宅サービス係

●委託業者 株式会社 成玉舎 せいぎよくしゃ